

第二条の次に次の三条を加える。  
 (資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して定める者)

**第三条** 法第十八条の二の政令で定める者は、特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)第十条各号のいずれかに該当する者とする。  
 (軽減の申請)

**第四条** 法第十八条の二の規定による手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請人が特許法施行令第十条各号のいずれかに該当する者であることを証する書面として経済産業省令で定めるものを添付して、特許庁長官に提出しなればならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所  
 二 申請に係る発明の国際出願の表示  
 (手数料の軽減)

**第五条** 特許庁長官は、特許法施行令第十条第一号から第三号までのいずれかに該当する者から前条の申請書の提出があつたときは、第二条第二項第一号及び第三号に掲げる手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

2 特許庁長官は、特許法施行令第十条第四号又は第五号に該当する者から前条の申請書の提出があつたときは、第二条第二項第一号及び第三号に掲げる手数料の金額の三分の二に相当する額を軽減するものとする。

3 特許庁長官は、特許法施行令第十条第六号に該当する者から前条の申請書の提出があつたときは、第二条第二項第一号及び第三号に掲げる手数料の金額の四分の三に相当する額を軽減するものとする。

4 前三項の規定により算定した手数料の金額(十円未満の端数があるとき(法第十八条第三項において準用する特許法第九十五条第六項の規定の適用があるときを除く)は、その端数は、切り捨てる。  
 (国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律施行令の一部改正)

**第四条** 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律施行令(昭和二十五年政令第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。  
 三 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第一百七十七条第三項の規定により納付すべき特許料、同法第九十九条及び第九十九条の二第一

項の規定により軽減された同法第一百七十七条第一項の規定により納付すべき特許料、同法第九十九条第五項及び第六項の規定により納付すべき手数料、同法第九十九条の二及び第九十九条の二の二の規定により軽減された同法第九十九条第二項の規定により納付すべき手数料並びに同条第九項の規定により返還する同項の政令で定める額

第二条第四号を同条第九号とし、同条第三号の次に次の五号を加える。

四 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)第三十一条第三項の規定により納付すべき登録料並びに同法第五十四条第四項及び第五項の規定により納付すべき手数料

五 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)第四十二条第三項の規定により納付すべき登録料及び同法第六十七条第四項の規定により納付すべき手数料

六 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第四十条第四項(同法第四十一条の二第九項及び第六十五条の七第三項において準用する場合を含む)の規定により納付すべき登録料及び同法第七十六条第四項の規定により納付すべき手数料

七 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)以下この号において「国際出願法」という)第十八条第三項において準用する特許法第九十五条第五項及び第六項の規定により納付すべき手数料並びに国際出願法第十八条の二の規定により軽減された国際出願法第十八条第二項の規定により納付すべき手数料

八 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第四十条第四項の規定により納付すべき手数料  
 (大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令の一部改正)

**第五条** 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令(平成十年政令第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第三条から第六条までを削る。

第七条中「第十二条第一項」を「第十一条第二項」に、「別表第二」を「別表」に改め、同条を第三条とする。

第八条の前の見出しを削り、同条中「第十二条第五項」を「第十一条第五項」に改め、「特許法等関係手数料令」の下に「(昭和三十五年政令第二十号)を加え、同条を第四条とし、同条の前に見出しとして「(手数料の特例)」を付する。

第九条中「第十二条第六項」を「第十一条第六項」に改め、同条を第五条とする。

第十条中「第十二条第七項」を「第十一条第七項」に改め、同条を第六条とする。

第十一条中「第十二条第九項」を「第十一条第九項」に改め、同条を第七条とする。

第十二条中「第十二条第九項」を「第十一条第九項」に改め、同条を第八条とする。

第十三条中「第十二条第九項」を「第十一条第九項」に改め、同条を第九条とする。

第十四条から第十八条までを削る。

別表第二を削る。

別表第一中「第七条関係」を「第三条関係」に改め、同表を別表とする。

**第六条** 産業技術力強化法施行令(平成十二年政令第二百六号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第四号中、「第六条第二号及び第三号において同じ」を削る。

第一条の二から第十条までを削る。

第十一条第一項中「第十九条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第二項中「第十九条第一項第四号」を「第十七条第一項第四号」に改め、同条第三項中「第十九条第一項第四号」を「第十七条第一項第四号」に改め、同項第一号中「第十九条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同項第二号中「第十二条第一項若しくは第十三条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第二条とする。

別表を削る。

(中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行令の一部改正)

**第七条** 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行令(平成十八年政令第二百十二号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を削る。

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令の一部改正)

**第八条** 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令(平成十九年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を削る。

第五条第一項中「が承認地域経済牽引事業」を「が承認地域経済牽引事業(法第十七条に規定する承認地域経済牽引事業をいう。次条第一項において同じ)」に改め、「承認地域経済牽引事業計画」の下に「法第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。次条第一項において同じ)」を加え、同条を第三条とする。

第六条第二項中「特許法等関係手数料令」の下に「(昭和三十五年政令第二十号)」を加え、同条を第四条とする。

(福島復興再生特別措置法施行令の一部改正)

**第九条** 福島復興再生特別措置法施行令(平成二十四年政令第十五号)の一部を次のように改正する。

第三十九条及び第四十条を削る。

第四十一条第二項中「試験研究施設は、」の下に「法第八十三条に規定する」を加え、「第八十一条第三項第二号」を「第八十一条第三項」に改め、同条を第三十九条とし、第四十二条を第四十条とする。

(特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法施行令の一部改正)

**第十条** 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法施行令(平成二十四年政令第二百七十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第二条第五項第五号に規定する政令で定める業種等を定める政令

第二条及び第三条を削る。

第一条中「以下「法」という。」を削り、同条の見出し及び条名を削る。

**附則**

(施行期日)

1 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成三十一年四月一日)から施行する。

この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成三十一年四月一日)から施行する。